

平成 3 0 年度

定期・行政監査結果報告書

小学校・中学校

所 沢 市 監 査 委 員



所 監 第 5 7 号

平成30年12月21日

所 沢 市 長 藤 本 正 人 様

所 沢 市 議 会 議 長 荻 野 泰 男 様

所 沢 市 教 育 委 員 会 教 育 長 内 藤 隆 行 様

所沢市監査委員 竹 山 登

同 能 登 則 之

同 杉 田 忠 彦

同 松 本 明 信

定期・行政監査結果について（報告）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期・行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について報告書を提出します。

第1 監査の種類

定期・行政監査

第2 監査の対象

小学校（所沢・南・北・若松・柳瀬・富岡・西富・小手指・
北中・三ヶ島・中央）

中学校（安松・小手指・北野・上山口・三ヶ島）

第3 監査の範囲及び対象事項

平成29年度及び平成30年4月1日から実査日までの学習材料費の父母負担軽減補助金、芸術鑑賞会補助金の財務に関する事務、その他事務事業の執行及び施設・物品の管理状況等

第4 監査の期間

平成30年10月5日から平成30年12月21日まで

第5 監査の方法

小学校は、学習材料費の父母負担軽減補助金及び芸術鑑賞会補助金、中学校は、学習材料費の父母負担軽減補助金について、それぞれの財務事務の執行に係る関係帳簿、証拠書類などを調査した。

また、施設及び物品の管理状況について平成30年11月2日、5日に実査による検証確認を実施した。

第6 監査の結果

財務に関する事務及び施設・物品の管理状況は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

今回の監査の結果を踏まえ、児童・生徒の健全な育成と安全・安心な学校の管理運営に、より一層努力されるよう望むものである。

なお、指摘事項については、必要な措置を講じたとき、所定の様式で、その旨通知されたい。

また、注意事項については、速やかに対応のうえ、所定の様式で処理経過及び結果を報告されたい。

1 指摘事項

(1) 学校開放団体で使用の体育館用具室について

本市の多くの小中学校体育施設については、学校体育施設開放事業として市民のスポーツ活動のために、学校教育に支障のない範囲で利用を許可し、活用されているところである。

利用に当たっては、持ち運び困難な備品等に限り、申請により一時的に保管するなどの便宜を図っている。

利用団体の一つであるスポーツ団体が、体育館用具室の一室を当該団体の専用の部屋として占有し、その入り口には、団体名を掲示したうえで競技用備品等を置いていた。また、その許可書には、団体の備品等の一部が学校側で使用されているかのような記述があった。

体育館等の学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設であることから、学校開放団体に使用させる場合には、その設置された目的を逸脱することなく、備品等の最小限の保管とするなど適正な措置を講じられたい。

さらに、団体の備品等の保管を許可する際には、内容を精査の上、許可するよう留意されたい。

[富岡小学校]

2 注意事項

(1) 芸術鑑賞会補助金の確定について

教育委員会は、児童の情操を育むことを奨励するとともに、保

護者の負担の軽減を図ることを目的に、小学校に対し芸術鑑賞会補助金を交付している。交付については所沢市補助金交付規則（以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、要綱を定めているが、平成29年度については、交付規則に定める、補助金等の額の確定による補助金等確定通知書の通知がなされていなかった。

については、交付規則に則り、適正に事務処理されたい。

また、学校においても、補助金に関する事務の流れを把握するとともに、事務手続に不備がないか確認するよう努められたい。

〔教育総務課・各小学校〕